

幹部地方公務員政治任用法案

【地方自治法の改正】

<立法の背景・趣旨>

地方公共団体の長が選挙で約束した政策をより実現できるよう、地方公共団体の長主導の行政運営のためのトップマネジメント体制の構築を可能とする。

→ 地方公共団体の「部局長」について、特別職として政治任用を可能とする必要がある。

- ①地方公共団体は、条例で、当該地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる当該地方公共団体の長の補助機関である職員について、当該地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任することとすることができるものとする。
- ②①の議会の同意を得て選任された地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長等については、副知事及び副市町村長と同様に、任期を4年とし（任期中の解職も可能）、兼職等を禁止するものとする。

現 行

長の直近下位の内部組織の長
(部局長) 等

: 一般職

- ・ 能力の実証に基づく任用
- ・ 身分保障あり
- ・ 職務専念義務等

改 正 法

長の直近下位の内部組織の長
(部局長) 等

: 条例で定めたときは、議会の
同意を得て選任 (特別職)

- ・ 政治任用
- ・ 任期4年で、任期中の解職も可能
- ・ 兼職等の禁止

